

大阪市会会議規則 改正案 趣旨説明

私は、大阪維新の会 大阪市会議員団を代表し、議員提出議案 第 11 号 大阪市会会議規則の一部を改正する規則案に対する提案趣旨説明を行います。

今回の、会議規則の改正案は、昨今の新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置などの観点から、大阪市会の委員会において、オンラインを活用した委員会を開催することができることとし、オンラインを活用した委員会への参加希望者においては、委員長の許可を得た際は、出席委員として認めることを可能とする改正案になります。

新型コロナウイルス感染症対策として、今年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策 特別措置法に基づく、緊急事態宣言が発令されて以降、各種のまん延防止策がとられるとともに、民間企業においても様々な自粛や 7 割～8 割という大きな出勤減を求めるなど、業務の抜本的な見直しを伴う要請が行われてきました。

こうした状況下、議会においても、いわゆる 3 密を避けるため、様々な対策を模索する中、オンライン上での出席等を検討してきましたが、本会議や委員会などの公式な会議においては、地方自治法上の出席が、議員を一定の場所に参集させて議会活動に入らせる行為という旨の解説もあり、その解釈論から中々進めることができない状況にありました。

そうした中、総務省自治行政局より、4 月 30 日づけで、地方公共団体向けに、新型コロナウイルス感染症対策として、委員会においては、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じれば、オンラインを活用した委員会を開催することは差し支えないと考える旨の通知が出されました。

5月7日に緊急事態宣言が今月末まで延長された現在、この期間中に民間や役所にお願ひするだけでなく、政治においてもできるリモートワークを行うことが、市民の規範となるべき議会のあるべき姿と考えるとともに、先例にないということを行い訳にしない、時代や環境に適応した柔軟な行動を大阪市会から示したいと思っております。

今回の規則改正は、新型コロナウイルス対策として用いるものですが、本来は、今後起こりうる大災害など、現実の一つの場所に参集することが困難な状況や、集合することが不合理な状況というのも想定される中、そうした緊急事態に対応する事業継続計画、BCPの観点からも、議会におけるオンラインを用いた制度設計は重要と考えます。

現在は、オンライン上での株主総会や、日本学術会議におけるビデオ会議等、様々な法律に基づく会議体において、バーチャル空間での出席が許容されている上、既存のソフトウェアによる実績も十分にあります。

そのため、技術的に特段高いハードルが存在する訳ではなく、ルールさえしっかり整備すれば、オンライン委員会は十分に運営可能と考えます。

コロナウイルス対策としてのオンライン委員会の開催を可能とする本改正案は、今後の議会改革にもつながる非常に重要な論点であり、全国に先駆け大阪市会で実現することで、政治におけるオンラインの活用がより進展するとともに、柔軟で先進的な議会が、全国に広がっていく大きな流れのきっかけとなることも期待しています。

是非、議員各位には本規則の改正案に賛同を賜るようお願いし、私からの提案趣旨説明とさせていただきます。